

1回  
令和8年第 総会  
1月

## 白井市農業委員会会議録

令和8年1月6日 開会

令和8年1月6日 閉会

## 白井市農業委員会会議録

令和8年1月6日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	中 村 教 雄
会長代理	齊 藤 和 博
1 番	海老原 菊 夫
2 番	増 田 道 恵
3 番	山 崎 正 司
4 番	中 嶋 健 次
5 番	五十嵐 玲 子
6 番	高 宮 正 明
7 番	岩 井 聡 明

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 山 崎 操 夫
2. 石 井 修 一
3. 小 林 幸 子
4. 押 田 勝 巳
5. 秋 谷 裕 一
6. 松 丸 敏 雄
7. 伊 藤 治
8. 秋 本 善 久

傍聴者 0名

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第3号 令和7年度第3次農用地利用集積等促進計画の決定について

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

2月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 1月22日木曜日
- ・事前審査会(案) 1月29日木曜日  
第2班 午前9時から 本庁舎2階 災害対策室2
- ・総会(案) 2月5日木曜日  
午後4時00分から 本庁舎2階 災害対策室2・3

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

中村会長 皆さん、新年明けましておめでとうございます。

今年もよろしく願いいたします。

大分寒くなってきて、体調面でも、インフルエンザが大分増えたといったり、消えたといったり、いろいろな方面がありますが、体調面、十分気をつけていただきたいと思います。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会規則第6条の規定により、出席委員が過半数に達したため、これより令和8年1月定例総会を開催します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、5番、五十嵐玲子委員、6番、高宮正明委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いいたします。

では、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長 事務局の鈴木です。

それでは、1 ページを御覧ください。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第 1 条第 1 項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和 8 年 1 月 6 日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1 番、大字富塚字砂ノ前の 1 筆です。

地目は田。

地積は 856 平方メートルです。

権利者と義務者は記載のとおりで、申請事由は、売買による所有権移転となります。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

中 村 会 長 次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いいたします。

五十嵐玲子委員。

五十嵐玲子委員 五十嵐です。

調査報告を申し上げます。

審査資料 1 番を御覧ください。

当日は、権利者御本人と義務者の代理人が出席されました。

申請地は、市役所から北西へ約 3 キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、管理された畑になっております。

進入路については、市道により確保されております。

次に、農地法第 3 条第 2 項の許可基準に適合するかについて御報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、トラクター 2 台、田植機 2 台、コンバイン 1 台、乾燥機 4 台で、農機具はそろっております。

労働力は、法人の構成員の 6 名で、6 名とも農業に従事しています。

年間従事日数は 246 日。

技術力もあります。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

中 村 会 長 ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当委員の方で補足説明がございましたら説明をお願いいたします。

1番について、最適化推進委員の小林幸子委員、お願いいたします。

小林幸子委員 小林です。

今回、義務者の方に電話でお聞きしましたところ、数年前からこの土地は、権利者の方に貸していて、耕作はしていただいていたので、今回、道路の拡張に伴い、中途半端に残ってしまうことから、売買をすることになったということでした。

特に問題はないかと思えます。

以上です。

中村会長 事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中村会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、採決を行います。

1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中村会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を許可することに可決いたします。

続きまして、議案第2号について、農業委員の高宮正明委員が関係しております。

この議案については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、農業委員会の委員は、自己または同居の親族、もしくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとされております。

高宮正明委員、しばらくの間、退席をお願いいたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、2ページを御覧ください。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、提出いたします。

令和8年1月6日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、大字清戸字花掘込の1筆です。

地目は畑。

地積は548平方メートルです。

申請人は記載のとおりで、申請事由は、駐車場による所有権移転となります。  
次に、2番、大字清戸字花掘込の1筆です。

地目は畑。

地積は400平方メートルです。

申請人は記載のとおりで、申請事由は、駐車場による所有権移転となります。  
次に、3番、大字白井字西外出の1筆の一部です。

地目は畑。

地積は788平方メートルの内、81平方メートルです。

申請人は記載のとおりで、申請事由は、一時転用による賃貸借となります。  
次に、4番、大字富塚字越所の1筆の一部です。

地目は畑。

地積は353平方メートルの内、100平方メートルです。

申請人は記載のとおりで、申請事由は、一時転用による賃貸借となります。  
最後に5番、大字富塚字矢地川の2筆の一部です。

地目は田。

地積は合計で3,707平方メートルの内、1,256.5平方メートルです。

申請人は記載のとおりで、申請事由は、一時転用による賃貸借となります。  
以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

中村会長 次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いいたします。

五十嵐玲子委員。

五十嵐玲子委員 調査報告を申し上げます。

議案番号1番、2番については、関連がありますので一括して報告いたします。  
審査資料3番を御覧ください。

当日の出席者は、権利者、義務者の代理人が出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所東へ約3キロメートル。

進入路は、市道により確保されております。

農地区分としては、10ヘクタール未満の一团の農地のため、第2種農地と判断しました。

転用目的ですが、駐車場です。

次に、一般基準ですが、開発面積は合計で1,030.43平方メートルであり、土地利用計画図を確認したところ、面積妥当と思われます。

事業計画についてですが、業務用トラック9台、普通自動車9台分の駐車スペースを確保するもので、敷地内は砂利を敷いて、周辺農地との境界には安全鋼板等を設置す

る計画です。

資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。

汚水排水については発生しません。

雨水については、敷地内に浸透させる予定です。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないと思われま

す。以上、調査報告を終わります。

続けて、審査資料4番を御覧ください。

当日の出席者は、権利者、義務者代理人が出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より北東へ約1.5キロメートル。

進入路は、市道により確保されております。

農地区分としては、10ヘクタール以上の一団の農地であるため、第1種農地と判断しました。

転用目的ですが、クレーン置場です。

次に、一般基準ですが、申請面積が81平方メートルであり、面積妥当と思われま

す。事業計画については、鉄板敷きを行い、一般的なラフタークレーン置場として利用する予定です。

資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。

汚水排水については発生しません。

雨水については、敷地内浸透する予定です。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないと思われま

す。4番の報告は以上で終わります。

続きまして、資料5番を御覧ください。

当日の出席者は、権利者、義務者の代理人が出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より北西へ約3.5キロメートル。

進入路は、市道により確保されております。

農地区分としては、10ヘクタール以上の一団農地であるため、第1種農地と判断しました。

転用目的ですが、現場事務所兼資材置場です。

次に、一般基準ですが、申請面積は100平方メートルであり、面積妥当と思われま

す。事業計画としては、鉄板敷きを行い、プレハブハウス、仮設トイレ、駐車スペースを確保し、工事期間中の休憩施設として利用します。

また、資材として、コンクリートガラや砕石等を置く予定ですが、農地への流出を制御するため、外周にネットフェンスを設置する計画です。

資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。

汚水排水については発生しません。

雨水については、自然浸透する予定です。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないと思われ  
ます。資料5番は、これで調査報告を終わります。

続きまして、審査資料6番を御覧ください。

当日の出席者は、権利者、義務者の代理人が出席されました。

まず、設置基準ですが、申請地は市役所より北西へ約3キロメートル。

進入路は、市道により確保されております。

農地区分としては、10ヘクタール以上の一団の農地であるため、第1種農地と判断  
しました。

転用目的ですが、現場事務所兼資材置場です。

次に、一般基準ですが、申請面積は1,256.5平方メートルであり、面積妥当と思われ  
ます。

事業計画としては、鉄板敷きを行い、プレハブハウス、仮設トイレ、駐車スペースを  
確保し、工事期間中の休憩施設として利用します。

また、資材として、コンクリートガラや砕石等を置く予定ですが、農地への流出を制  
御するため、外周にネットフェンスを設置する計画です。

資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。

汚水排水については発生しません。

雨水については、自然浸透する予定です。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないと思われ  
ます。全ての報告はこれで終わりにします。

以上です。

中村会長 ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当委員の  
方で補足説明がございましたら説明をお願いいたします。

1番、2番について、最適化推進委員の松丸敏雄委員、お願いいたします。

松丸敏雄委員 推進委員の松丸です。

内容については、今、班長の報告のとおりですが、番号1、2の義務者宅に訪問しま  
して、話ができましたので補足させていただきます。

まず、番号1の義務者の農地でございますが、義務者の親の代までは野菜を栽培して  
いましたが、旦那さんが約10年前に亡くなりまして、その後、相続後は、耕作等は行  
っていない、管理のみを行っていたそうです。

番号2の義務者についても、この何年かは耕作しておらず、今後、年をとって管理も  
大変なことから、所有権移転を考えていたそうです。

番号2の義務者から番号1の義務者のほうに今回の話がありまして、条件が合ったこ  
とから所有権移転に至ったということでした。

以上です。

中 村 会 長 3番について、最適化推進委員の秋本善久委員、お願いいたします。

秋本善久委員 白井市担当の秋本です。

五十嵐班長さんからの報告のとおり、特に問題がないと思いますが、事前審査後に義務者に会しまして、申請事由の賃貸借について確認をしたところ、まず期間が2年と短く、また、使用する面積も少ないことから、賃貸借について了承したとのこと。また、資料の4-9に農地復元誓約書も添付されていることから、問題がないものと考えられます。

以上です。

中 村 会 長 4番について、最適化推進委員の小林幸子委員、お願いいたします。

小林幸子委員 小林です。

この義務者の方は、現在、この土地はもう農地としては使用しておりませんので、今回、工事に伴い賃貸借をするということで相違はないということでした。

以上です。

中 村 会 長 5番について、最適化推進委員の小林幸子委員、お願いいたします。

小林幸子委員 続きまして、この土地も道路の拡張のために、工事の関係で使用するというので、この義務者の方は、この土地を以前もこういう形で貸していたので、今回も同じような形でお貸しするということでした。

以上です。

中 村 会 長 事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号農地法第5条の規定による転用許可申請について採決を行います。

関連がありますので、1番、2番について、一括採決を行います。

1番、2番について、許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、1番、2番を許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

3番について、許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、3番を許可相当意見を付して県に進達することに可決いたします。

4番について、許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、4番を許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

5番について、許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、5番を許可相当意見を付して県に進達することに可決いたします。

高宮委員の入席をお願いいたします。

続きまして、議案第3号 令和7年度第3次農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 長 それでは、3ページを御覧ください。

議案第3号 令和7年度第3次農用地利用集積等促進計画の決定について。

白井市長より、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項及び第3項の規定により、別紙のとおり令和7年度第3次農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取依頼がありましたので提出いたします。

令和8年1月6日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

4ページを御覧ください。

白井市長からの依頼文になります。

5ページを御覧ください。

令和7年度第3次農用地利用集積等促進計画（案）です。

1番、新規です。

大字十余一字並木東側の2筆で、地目は畑。

利用権設定面積は、合計で1,334平方メートルです。

設定する権利は、種類が賃借権。

内容が普通畑。

期間が10年です。

利用権を設定する者は記載のとおりで、農地中間管理機構は公益社団法人千葉県園芸協会です。

利用権の設定を受ける者は記載のとおりとなり、経営面積は0アールで、新規就農者となります。

次に2番、新規です。

大字平塚字吾妻下の4筆で、地目は田。

利用権設定面積は、合計で2,867平方メートルです。

設定する権利は、種類が賃借権。

内容が田。

期間が10年です。

利用権を設定する者は記載のとおりで、農地中間管理機構は公益社団法人千葉県園芸協会です。

利用権の設定を受ける者は記載のとおりとなり、経営面積は123.5アールです。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

中村会長 1番について、事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いいたします。  
五十嵐玲子委員。

五十嵐玲子委員 1番、審査資料2番を御覧ください。

当日は、権利者御本人と義務者の代理人が出席されました。

申請者は、市役所から北東へ約4キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、管理されている畑であります。

進入路については、市道により確保されております。

次に、農地法第3条2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者が所有している農機具はありませんが、耕作に必要なトラクターや軽トラ、管理機については、今後、購入予定です。

営農技術については、平塚にある市民農園にて研修を受けており、問題ないものと判断しました。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は問題ないと判断いたしました。

以上です。

中村会長 2番については、既存農家は事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

地区担当委員の方で補足説明がございましたら説明をお願いいたします。

1番について、最適化推進委員の松丸敏雄委員、お願いいたします。

松丸敏雄委員 推進委員の松丸です。

内容については、今、班長の説明のとおりですが、権利責任者とも電話で話すことができましたので、補足させていただきます。

今回の農地は、義務者の親が購入し、相続した土地だそうです。

相続したときは、シノとか、かなり木等も生えていたそうですが、その後は除草等を行い、管理を行ってきたそうです。

自宅から遠いこともあり、管理に困っていたので、今回の貸付けに至ったということです。

また、権利者についても、今回、新規ということで、また、自宅からも離れているということから、今回の農地のほうに地主の許可を得まして、倉庫兼作業場をパイプハウスで建てまして、土づくり等を行っていくとのことでした。

以上です。

中村会長 2番について、農業委員の海老原菊夫委員、お願いいたします。

海老原菊夫委員 海老原です。

義務者は、2年前に少し病気になりまして、圃場の管理ができなくなりました。

権利者は、義務者の圃場のすぐ近くにあり、やりたいという意見がありましたので、義務者のほうに行って、その辺をお話したところ、全部お願いしますということで、4筆、3枚の田んぼを権利者が耕作することになりました。

問題はありません。

以上です。

中村会長 事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

中村会長 では、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、これより議案第3号 令和7年度第3次農用地利用集積等促進計画の決定について、採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中村会長 賛成全員です。

議案第3号 令和7年度第3次農用地利用集積等促進計画の決定について、承認することに可決いたします。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 長 それでは、表紙に戻っていただきます。

4、報告・協議事項等において、2月の事前審査会、総会の日程について申し上げます。

申請の受付締切りが1月22日、木曜日。

事前審査会が1月29日、木曜日。

担当は第2班になります。

午前9時から、本庁舎2階、災害対策室になります。

総会が2月5日、木曜日、午後4時から、本庁舎2階、災害対策室2・3になります。

以上でございます。

中村 会長 本日の議案については、全て終わりました。

慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人